

「(仮称)八街市子ども・子育て支援事業計画」
構成内容(案)について

平成26年 3月14日
八街市市民部児童家庭課

「(仮称) 八街市子ども・子育て支援事業計画」構成内容(案)

1 計画策定の趣旨

- ・ 策定の趣旨
- ・ 法的根拠

2 基本理念等

- ・ 八街市次世代育成支援行動計画(後期)の基本理念や、国の「基本指針の概ねの案」における「子ども・子育て支援の意義」等を踏まえ検討。

(参考)八街市次世代育成支援行動計画(後期)基本理念

「子どもがいつも輝いて明るく健やかに育つまち」

3 計画の位置づけ

- ・ 上位計画(基本計画)や他の行政計画等との関係

※現行の「次世代育成支援対策推進行動計画」との関係についても記載

4 計画の期間

- ・ 平成27～31年度の5年間

5 八街市の現況

- ・ 八街市の人口等の推移
- ・ 児童の状況
- ・ 施策、施設、事業などの状況

6 基本記載事項

(必須記載事項)

(1) 教育・保育の提供区域の設定

※小学校区、中学校区、行政区などを想定。

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(「教育・保育提供区域」)を設定。

(2) 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み(参酌標準)、
実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容
及びその実施時期

(イメージ)

内閣府資料より

		平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		3-5歳 学校教 育のみ	3-5歳 保育必 要あり	0-2歳 保育必 要あり	3-5歳 学校教 育のみ	3-5歳 保育必 要あり	0-2歳 保育必 要あり	3-5歳 学校教 育のみ	3-5歳 保育必 要あり	0-2歳 保育必 要あり
①量の見込み		300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
② 確保の 内容	認定こども園、 幼稚園、保育所	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業			20人			30人			50人
②-①		0	0	▲100	0	0	▲20	0	0	0

※ 0～2歳・保育の必要性なしの子どもに関しては、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業等の利用希望を把握し、確保の内容実施時期を計画に記載。

※ 当分の間、上記に加え、市町村又は都道府県が財政支援等を行っている認可外保育施設等による提供体制の確保について記載することも可。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、
実施時期

(4) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、当該学校教育・保育の推進に
関する体制の確保の内容

(任意記載事項)

- (1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利
用の確保
- (2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県
が行う施策との連携
- (3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必
要な雇用環境の整備に関する施策との連携

7 計画の推進体制

- ・ 計画推進体制の整備
- ・ 市民、事業者に対する広報・啓発
- ・ 他市町村との連携